

再発防止策等

1. 実効性のある情報の伝達・確認システムの確立

各管制機関毎に航空情報伝達処理要領(マニュアル)を策定

(羽田は5月14日から実施。他の管制機関は5月14日以降速やかに実施。)

- 情報収集の対象範囲の統一
- 航空情報管理担当の指名
- 次席航空管制官の情報収集バックアップ体制の充実
- 勤務時間途中でチームに加わる管制官への周知の徹底

滑走路等運用制限等に係る情報処理システムの整備

(今後6ヶ月を目途)

- 有効な航空情報を勤務時間帯に応じて収集・整理し、コンピュータの画面にグラフィックで表示する情報処理システムを整備。

空港事務所内の情報共有体制の構築

(羽田は5月14日から実施。他の管制機関は5月14日以降速やかに実施。)

- 滑走路閉鎖時の周知(運航情報官から管制官に周知)
- 閉鎖滑走路ライト消灯の徹底(電気職員が管制官に消灯を確認)

2. トラブル発生時の情報連絡体制の充実

管制業務に関連するトラブル発生時の連絡網の策定

(羽田は5月14日から実施。他の管制機関は5月14日以降速やかに実施。)

○管制ミスや管制指示違反等本省・報道機関等に連絡すべき場合を明確化し、当該事案発生時には連絡網に従って連絡。

なお、重大インシデントに該当するおそれのある事態の内容を周知徹底し、該当事案発生時には速やかに本省技術部に伝達。

○迅速に情報が伝わるようボトムアップ式の連絡体制から一斉通知体制に改める。